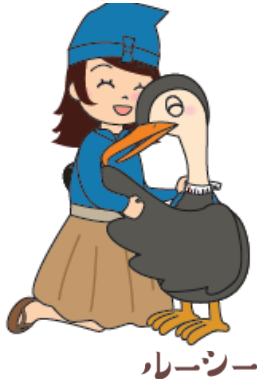


# 子供が産まれたとき ～出産育児一時金制度～

正常な妊娠・出産にかかる費用は健康保険の対象外です。  
3割負担での受診はできません。



鶉飼さん



しかし「**出産育児一時金**」  
直接支払制度の手続きをすれば、  
出産費用が補助され、  
病院では補助される額を超えた  
分のみの費用負担で済みます。

「**出産育児一時金**」は  
病院で手続きができます。  
病院で直接支払制度の利用を  
申し出る書類に署名をして  
ください。

鶉飼さん



ルーシー



# 子供が 産まれたとき



**【対象者】** 妊娠85日以降に  
出産した加入者。  
(死産含む)

**【手続き先】** 病院  
(差額を受け取る場合は加入している協会  
けんぽの支部に申請してください)

**【手続き方法】** 病院で利用を申し出る書類に署名  
する

**【支給金額】** 42万円／1児につき  
(産科医療補償制度\*に加入していない病院の場  
合は40.4万円)

※分娩に関連して重度脳性麻痺となった赤ちゃん  
と家族の経済的負担を補償する制度

**【振り込み先】** 病院  
(ただし出産費用が42万円未満だった場合は残  
りのお金は加入者本人に支払われます。  
後日協会けんぽから手続きのための書類を加入者  
本人へ郵送します)